

■ 教員養成に係る組織

本学では、組織に関しても、通学課程と通信教育課程の特性を生かした指導体制を構築している。組織的な教職指導のために、教員養成の計画及び運営の内容は大学附属教育研究機関である教職センターを中心に検討し、通学課程では各学部教授会、通信教育課程では通信教育代表委員会に諮り、大学評議会が責任を持つ体制を構築している。

（通学課程）

通学課程では、大学附属教育研究機関として教職センターを設置し、教職センター長が全学の教職に係る全ての事項を統括する。また、教職センター長の下に教職課程及びセンターの運営に係る事項などを協議するために、教職課程を有する学部の代表者、通信教育課程の代表者を構成員とする教職センター運営委員会を置き、課程毎の協議は、当該委員会の下に置かれる初等教育教員養成部会、中等教育教員養成部会、特別支援学校教諭養成部会、保育士養成部会が行う。なお、通学課程の教員養成に係る事務については教職事務センターが担当する。

（通信教育課程）

通信教育課程では、通信教育課程長が同課程の教職に係る全ての事項を統括する。通信教育課程長の下に、教育学部の教員を中心に組織される通信教育代表委員会が置かれ、通信教育の運営及び教育課程全般に係る重要事項などを審議する。また、教職課程に係る協議は、通学課程の教職センター長も含めて組織される通信教育教職課程専門委員会が行う。なお、通信教育課程の教員養成に係る事務については通信教育事務室が担当する。